

発行元: 税理士法人 のぞみ  
相続手続 そうだん室TEL:0263-32-4737  
TEL:0263-32-8600長野県松本市城西2-5-12  
<http://www.mochizuki-kaikei.gr.jp/>

## 教育資金贈与が延長！しかし、要件が厳しくなります

教育資金一括贈与の非課税特例が2019年3月31日で終了する予定でしたが、2年間延長となり、2021年3月31日までの受付になりました。

### 【制度の概要】

当該特例は、親や祖父母が30歳未満の子や孫に金融機関を通じて1,500万円まで贈与（信託）し、その資金が教育費として使われた場合には、贈与時点での贈与税が非課税とされる制度です。

### 【改正内容】

#### ①所得が1,000万円を超える人は、この特例が受けられなくなります

贈与を受ける人の所得が1,000万円を超える場合には、この特例は受けることができなくなります。この改正は、2019年4月1日以降に行う教育資金贈与について適用されます。

#### ②教育資金贈与をしてから3年以内に相続が発生した場合には、残金が財産に足し戻されます

教育資金贈与を行ってから3年以内に、その贈与をした人が亡くなってしまった場合には、贈与した金額のうち、その時点で使い切れていない金額は、相続財産に足し戻して相続税が課税されることになりました。駆け込みの相続税対策としての制度利用を防止しようというのが趣旨ですね。ただし、贈与をした人の死亡時において次のいずれかに該当する人は、この取り扱いを受けないこととされています。

- 1 贈与を受けた者が23歳未満である場合
- 2 贈与を受けた者が学校等に在学している場合
- 3 贈与を受けた者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

この取り扱いは、2019年4月1日以降に行われた教育資金贈与について適用されます。

#### ③23歳以上の習い事に対する費用は、非課税ではなくなります

23歳以上の人については、学校ではない趣味習い事の費用については、非課税の対象外とすることになりました。この改正のポイントは、2019年7月1日以降に支払った習い事費用から、非課税の対象外とされることです。他の改正は、今後、新たに教育資金贈与を行った人に適用されますが、この改正は、すでに教育資金贈与を始めている人にも適用されます。

#### ④30歳になっても学校に在学などをしていれば、非課税が続きます。

これまでは、贈与を受けた人が30歳になった時に使い切れていない金額が残っていたら、その部分に贈与税が課税されました。今回の改正で、30歳になった時に、学校等に在学している人、教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受けている人に対しては、贈与税を課税しないことになりました。この場合には、学校等を卒業したり、教育訓練が終わった年の年末に、使い切れていない金額がある場合には、その部分に贈与税が課税されます。また、その人が40歳になった時にも強制終了となります。この改正は、2019年7月1日以降に30歳になる人に適用されますので、すでに、教育資金贈与を始めている人にも適用があります。

特に重要なのは②の取り扱いですね。既に、教育資金贈与を検討している方は、早めの贈与をしておいた方がいいこととなりますね。

